

ルーマニア

商標法

1998年4月23日法律第84号

1998年7月23日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 II 章 商標保護

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 III 章 商標登録出願

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 IV 章 商標登録手続

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 V 章 商標登録手続

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 VI 章 商標により付与される権利

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 VII 章 商標権の譲渡

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 VIII 章 商標権の消滅

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 IX 章 団体商標

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 X 章 証明標章

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 XI 章 商標の国際登録

第 65 条

第 66 条

第 XII 章 地名表示

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 XIII 章 商標権及び地名表示の保護

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 XIV 章 国家発明商標庁の任務

第 92 条

第 93 条

第 XV 章 最終及び経過規定

第 94 条

第 95 条

第1章 総則

第1条

商標権及び地名表示権は本法の規定により認められ保護される。

第2条

ルーマニア領域外に住所又は居所を有する外国の自然人及び法人も、商標及び地名表示に関する、ルーマニアを加盟国とする国際条約の適用において、本法規定の利点を享受する。

第3条

本法の文脈において、次に掲げる用語及び表現は次のとおり定義する。

(a) 「商標」とは、視覚的表示の可能な標識であって、自然人又は法人の商品又はサービスを、他人の商品又はサービスから、識別するのに役立つものである。識別性のある標識であって、人名、図画、文字、符号、図形要素、立体標章等の語句をはじめ、製造業者の包装形状、2色以上の結合、並びにそれら標識のその他の結合を、商標とみなすことができる。

(b) 「先の商標」とは、登録された商標、及び商標国内登録簿に登録するために出願された商標であって、後日に登録されるものである。

(c) 「著名商標」とは、商標の出願日又は優先権主張出願日においてルーマニアで周知の商標である。商標が周知であるか否かを決定するためには、当該商標の適用を自己の商品又はサービスに受ける利害関係の域内にある公衆にとっての商標の著名度を考慮する。その際、商標がルーマニアにおいて登録又は使用されている必要はない。

(d) 「団体商標」とは、組合の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別するのに役立つことを意図する商標である。

(e) 「証明標章」とは、それが使用される商品又はサービスが、商品の品質、原材料、製造若しくはサービスのあり方、正確さ、又はその他の特徴につき、当該標章権者により証明されている事実を表示する標章である。

(f) 「地名表示」とは、品質、評判その他の一定の特徴が実質的に特定の産地のものである場合に、商品が国、地方又は県の原産品であることを指定表示するものである。

(g) 「出願人」とは、その者のために商標の登録出願がなされる自然人又は法人である。

(h) 「商標権者」とは、その者のために商標国内登録簿に商標が登録される自然人又は法人である。

(i) 「授権代理人」とは、本法において「代理人」と呼び、工業所有権に係る顧問であって、国家発明商標庁に対する手続においても代理資格を有する者である。

(j) 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する1983年3月20日のパリ条約で、その後の見直し及び修正を含む。

(k) 「パリ同盟国」とは、パリ条約の適用国であって工業所有権保護同盟の加盟国である。

(l) 「マドリッド協定」とは、標章の国際登録に係るマドリッドで締結された1891年4月14日の協定であって、ストックホルムで1967年7月14日に見直されたものである。

(m) 「協定議定書」とは、標章の国際登録に係るマドリッド協定に関する1989年6月27日付、マドリッド議定書である。

第 11 章 商標保護

第 4 条

商標権は，国家発明商標庁への登録により取得され保護される。

第 5 条

次に掲げる商標は，保護から除かれ登録され得ない。

- (a) 第 3 条(a)に記載の要件に満たない商標
 - (b) 識別性のある特徴を欠く商標
 - (c) 日常語において若しくは公正なかつ常態化した商慣習において，ありふれたものとなっている標識又は表示のみをもって構成された商標
 - (d) 市場において，商品製造若しくはサービス提供の種類，品質，数量，仕向地，価値，原産地，日時，又はその他の特徴の表示に使用されることのある標識若しくは表示のみをもって構成された商標
 - (e) 商品の性格から必然的な商品の形状，又は商品の技術的結果を取得し若しくは商品に本質的価値を付与するために必要な商品の形状のみをもって構成された商標
 - (f) 商品又はサービスの原産地，品質又は性質につき，公衆に誤解を与える虞のある商標
 - (g) 地名表示を含む商標であって，表示された土地を原産地としない商品につき，当該表示が使用された場合に真の原産地を公衆に誤解させる虞のある表示から構成されるもの
 - (h) 地名表示から構成される又は地名表示を含む商標であって，表示地域を原産地としないぶどう酒又はアルコール飲料を表示するもの
 - (i) 公序良俗に反する商標
 - (j) ルーマニアにおける著名人の肖像又は父称を含む商標であって，商標権者の同意のないもの
 - (k) パリ条約第 6 条 3 に規定の同盟国により採用された盾形紋章，旗章，国章，標識，管理保証用公印，紋章の複製又は模倣を含む商標であって，管轄機関の許可のないもの
 - (l) パリ条約第 6 条 3 の規定に記載され，1 又は 2 以上の同盟国が加盟している政府間国際機関に属する盾形紋章，旗章，その他の記章，ロゴ，イニシャル又は名称の複製又は模倣を含む商標であって，管轄機関の許可のないもの
- (b)，(c)及び(d)は，商標登録出願日前において，当該商標の使用の結果，当該商標に識別性のある特徴が備わった場合は，適用されない。

第 6 条

第 5 条第 1 段落に規定の理由のほか，次に掲げる場合，商標は登録を拒絶される。

- (a) 先の商標と同一であって，商標登録出願がなされた商品及びサービスが，先の商標が保護されている商品及びサービスと同一である場合
- (b) 先の商標と同一であって，先の商標が保護されている商品及びサービスと類似の商品及びサービスへの使用を意図され，公衆を混同させる虞がある場合
- (c) 先の商標と類似しており，同一又は類似の商品及びサービスへの使用を意図され，先の商標を連想させる虞を含め，公衆を混同させる虞がある場合
- (d) 商標登録の出願日において，同一又は類似の商品及びサービスにつきルーマニアにおけ

る著名商標と同一又は類似である場合

(e) 当該商標が名指しその商標登録が出願されている商品及びサービスとは別個の商品及びサービスについてのルーマニアにおける著名商標と同一又は類似であって、その著名商標が悪用された場合に、その識別性ある特徴若しくはその著名商標の知名度の利益に与かりかねず、又は、その不正使用が当該著名商標権者の権利を侵害する虞のある場合

第7条

第6条の規定に記載される商標であっても、先の商標権者又は著名商標権者の明示的同意がある場合は、登録される。

第8条

商標登録が出願される商品及びサービスの性質は、その商標登録を妨げるものとはみなされない。

第 III 章 商標登録出願

第 9 条

商標権は、法律に従って商標の登録出願を最初になした自然人又は法人に帰属する。

第 10 条

商標登録出願は、出願人の表示詳細、商標の複製及び登録出願に係る商品又はサービスの表示を含み、ルーマニア語で書き、国家発明商標庁へ提出し、正規の商標の国内寄託となる。出願は、1 個の商標毎に行う。

商標が、次に掲げる事項に該当する場合、出願は具体的明細の提出を要する。

(a) 商標の識別性ある構成要素として 1 又は 2 以上の色彩の主張を含む場合

(b) 立体的である場合

出願は、出願人に係る資料も含まなければならない。

場合により商標又は商標の構成要素の一部の翻訳を含まなければならない。

第 11 条

正規の国内寄託の日は、商標の登録出願が国家発明商標庁に提出された日である。ただし、第 10 条第 1 段落に記載のすべての要件を含むことを条件とする。

商標登録出願が、最初にパリ同盟の又は世界貿易機関の 1 国に適法に提出された場合、出願人は、当該商標のルーマニアでの出願により、最初の寄託日を主張できる。ただし、後者の出願が最初の寄託日から 6 月の期限内に国家発明商標庁に提出されることを条件とする。

第 12 条

出願人が、ルーマニア領域又はパリ条約の 1 国で開催される公式の国際博覧会又は公認の博覧会の域内で、若干の商品又はサービスを展示する場合であって、展示商品又はサービスの商標の登録出願が、博覧会での最初の展示日から 6 月の期限内に国家発明商標庁に提出される場合は、出願人は、当該商品の博覧会における発表日から優先権を享受できる。

第 1 段落に記載の 6 月の期限は、第 11 条第 2 段落に記載の優先期間を延長するものではない。

第 13 条

第 11 条及び第 12 条に記載の優先権の主張は、商標登録出願とともに、優先権書類の裏付及び法定手数料を伴ってなされなければならない。

優先権書類の提出及び法定手数料の納付は、商標登録出願日から最大限 3 月以内になされなければならない。

この第 2 段落に規定の期限の不遵守は、優先権主張の不認定をもたらす。

第 14 条

商標登録は、直接に又はルーマニアに住所若しくは居所を有する代理人を介して、自然人又は法人により、単独で又は共同で出願できる。

商標登録が代理人により出願される場合は、出願にその代理人の身分証明資料も含まなければならない。代理人は、出願とともに又は出願提出から 3 月を超えないで委任状を提出しな

ければならない。さもなければ出願は拒絶される。

第 15 条

商標登録出願人は、国家発明商標庁への出願から 3 月の期限内に法定金額による登録出願審査手数料の納付を証明しなければならない。

第 16 条

2 以上の商品又はサービスに言及する商標登録出願人は、法定手数料の支払をもって、商品又はサービスを分類別の出願に分離して、原出願を 2 以上の出願に分割するよう国家発明商標庁に請求できる。

分割出願は、原出願の寄託日を維持し、場合により、第 11 条第 2 段落又は第 12 条第 1 段落により取得される優先権の利益を維持する。

出願人が原出願の分割を請求できる期間は、国家発明商標庁における商標審査手続の過程にあって、登録決定までの期間、及び国家発明商標庁の再審査委員会内における手続期間、若しくは再審査請求の手続期間、又は商標登録の決定に対する審判請求の期間においてである。出願人は、原出願分割につき、国家発明商標庁により請求される書類を提出し、法定手数料を、分割請求日から 3 月の法定期限内に納付する。さもなければ、国家発明商標庁は、出願人が原出願の分割を放棄したものとみなす。

第 IV 章 商標登録手続

第 17 条

商標登録出願の受領日後 1 月の期間に，国家発明商標庁は，第 10 条第 1 段落に記載の要件が満たされているか否かを審査し，満たされている場合は，その出願に寄託日を付与する。

出願が，第 10 条第 1 段落に記載の要件を満たさない場合は，国家発明商標庁は，出願の欠陥を出願人に通知し，追加事項の提出につき 3 月の期間を認める。出願人が国家発明商標庁により通知された欠陥を期限内に補充する場合，出願日は，第 10 条第 1 段落に記載のとおり商標登録出願がなされた日である。出願人が国家発明商標庁により通知された欠陥を期限内に満たさない場合，出願は拒絶される。

登録出願審査手数料が，第 15 条に規定の期限内に納付されない場合，国家発明商標庁は，十分に根拠のある理由があれば，更に 2 月の期間を認めることができる。

手数料が期限内に不納の場合，出願人は商標登録を放棄したものとみなされ，出願は拒絶される。

第 18 条

商標登録出願人が，出願に自己の自然人又は法人の身分を記載しなかった場合は，国家発明商標庁は出願人に対し，判明した欠陥を通知し，補正期限を認める。出願人が欠陥を期限内に補充しない場合は，国家発明商標庁は商標登録出願を拒絶する。

第 19 条

国家発明商標庁は，登録出願審査の手数料納付日から 6 月の期間内に商標登録出願を審査する。

国家発明商標庁は，次に掲げる事項を審査する。

- (a) 第 3 条(g)の出願人の身分
- (b) 出願人が優先権を主張する場合は，第 13 条第 1 段落及び第 2 段落に規定の条件
- (c) 第 5 条第 1 段落及び第 6 条に規定の拒絶理由

第 20 条

第 6 条(d)及び(e)に規定の拒絶理由の審査は，次に掲げるような審査基準に則り行われる。

- (a) ルーマニアにおける著名商標の，当初からの又は取得された，識別性の程度
- (b) 商標登録が出願される商品又はサービスに係るルーマニアにおける著名商標の継続的使用期間
- (c) ルーマニアにおける著名商標の広告の継続的使用期間
- (d) ルーマニアにおける著名商標の使用の地理的範囲
- (e) ルーマニア市場での著名商標の当該分野の公衆の間における知名度
- (f) 同一又は類似の商品又はサービスにつき，同一又は類似の商標の存在であって，自己の商標が著名であると述べる者以外の者に帰属するものの存在

第 1 段落に記載の審査基準に基づいて，拒絶理由を審査するために，国家発明商標庁は，国家機関，公共機関及び私的法人に文献を請求し，ルーマニアにおける商標の著名度を確定することができる。

第 21 条

第 6 条に記載の 1 拒絶理由が、商標登録が出願された商品又はサービスの若干のものみに適用される場合は、登録の拒絶は当該若干の商品又はサービスのみになされるものとする。

第 22 条

第 19 条及び第 20 条による出願審査後、商標登録要件を満たした場合は、国家発明商標庁は、商標登録を決定し工業所有権公報での公告を決定する。商標は、商標登録決定日から 2 月の期間内に公告するものとする。

出願が商標登録要件を満たさない場合は、国家発明商標庁は出願人にその旨通知し、出願人が自己の所見を提出するか又はその出願を取り下げることのできる 3 月の期間を認める。当該期間は、出願人の申請により法定手数料の納付をもって 3 月延長できる。

第 2 段落に記載の期間の満了時、国家発明商標庁は、商標の登録、商標の出願拒絶を適宜決定するものとし又は出願取下の措置をとるものとする。

第 23 条

商標出願公告日から 3 月の期間内に、先の商標権者若しくは著名商標権者、又は肖像、父称、保護された地名、意匠、保護された工業意匠、その他保護された工業所有権、著作権に係る先の所有権者、及びその他利害関係人は、国家発明商標庁に異議申立をすることができる。異議は、書面の提出により法定手数料の納付をもって申し立てなければならない。法定手数料が納付されない場合は、異議申立は有効とみなされない。

第 24 条

国家発明商標庁は、第 23 条により商標登録に係る異議申立人の名称及び異議申立の理由を記載して作成された異議申立書につき出願人に通知する。

出願人は、異議申立通知日から 3 月の期間に自己の所見を提出することができる。出願人の請求により、国家発明商標庁は、当該期間を最大 3 月延長することができる。

第 25 条

公告された商標に対し提出された異議申立は、国家発明商標庁管轄の審査委員会により解決するものとする。

異議申立が十分に根拠のあるものである場合は、委員会は商標登録の拒絶を決定する。

商標登録拒絶の決定は、第 80 条に記載の期間と手続によって、商標出願人が審判請求することができる。

商標登録の最終拒絶の決定は、工業所有権公報に公示するものとする。

第 26 条

出願人は、いつでも、商標登録の出願を取り下げることができ、又は商品若しくはサービスのリストを削減することができる。商標が既に公告されていた場合は、当該取下又は削減は工業所有権公報に公示するものとする。

商標登録出願は、出願人の申請により、補正することができる。ただし、出願人の名称若しくは住所の補正、商標に本質的な影響を与えない補正、又は商品若しくはサービスのリスト

を拡大しないその他の補正のみに限られる。

出願人により登録前までの間に請求される補正であって、商標又は商品若しくはサービスのリストに本質的な影響を与えるものは、新たな登録出願の対象とする。

第 27 条

商標登録の申請期間に、国家発明商標庁は、商標登録出願の構成要素の精度又は内容につき不安な場合は、出願人に対し、国家発明商標庁が必要とみなす明細及び文献を請求することができる。

第 28 条

商標登録が最終決定となった場合、商標は商標国内登録簿に登録され、国家発明商標庁は、法定手数料の納付により、商標権者に対し、商標登録証明書を交付する。

第 V 章 商標登録の存続期間，更新及び補正

第 29 条

商標登録は，商標の正規の国内寄託日から起算して 10 年間の効力を生ずる。

商標登録は 10 年の存続期間の満了時いつでも，商標権者の申請により法定手数料の納付をもって，更新することができる。

商標登録更新の申請は，存続保護期間の満了前になすことができるが，当該存続期間満了前 3 月より早く行うことはできない。

商標登録更新は，保護存続期間の満了直後の日から効力を開始する。

商標登録更新の申請手数料の納付期限は，申請登録日とし，納付金額は当該日適用の額とする。手数料は，存続保護期間の満了に続く 6 月内にも納付できるが，法定割増料を必要とする。

手数料が第 5 段落に記載の期間に納付されない場合は，商標権者は商標権を喪失する。

第 30 条

商標登録更新の申請には，次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 商標登録更新の特別申請
- (b) 商標権者を特定するデータ及び，場合により，代理人の名称，住所及び居所の各々
- (c) 商標国内登録簿における商標登録番号
- (d) 商標登録出願の正規の寄託日

商標権者が商標国内登録簿に記載の商品又はサービスの一部のみにつき更新を請求する場合は，商標登録更新が請求される商品又はサービスの名称をも表示しなければならない。

第 31 条

国家発明商標庁が商標登録更新についての法定要件が満たされていないことに気付く場合，国家発明商標庁は商標権者に通知し，商標権者は通知受領後 3 月の期間内に答弁を提出することができる。期限内に答弁が得られない場合は，商標登録更新の申請は拒絶される。

更新の申請人は，登録更新拒絶の決定に対し，第 80 条に規定の期間と手続をもって，審判請求することができる。

第 32 条

商標登録の更新は，国家発明商標庁での更新出願の提出から 6 月の期間内に，商標国内登録簿に登録され，工業所有権公報に公示される。

第 33 条

商標の保護期間内に，商標権者は，国家発明商標庁に対し，法定手数料の請求を受けて，商標構成要素の一部への本質的でない補正を申請することができる。ただし，そのような補正が商標の全体の印象に影響を与えないことを条件とする。

国家発明商標庁は，第 1 段落による補正を商標国内登録簿に記載し，補正された商標を公告する。

第 34 条

商標保護期間全体を通じて、商標権者は、国家発明商標庁に対し、法定手数料の納付により、商標権者の商標国内登録簿における名称、呼称、住所、居所に関する補正の登録を請求することができる。商標国内登録簿に登録された補正は、工業所有権公報に公示される。

第VI章 商標により付与される権利

第35条

商標の登録は、その商標権者に対し商標使用の排他的権利を付与する。

商標権者は、第三者が商標権者の承諾なく営業活動において、次に掲げる事項を使用することを禁ずるよう管轄権ある高等裁判所に対し請求することができる。

(a) 標識であって、商標が登録された商品又はサービスと同一の商品又はサービスに係る商標と同一のもの

(b) 標識であって、商標と同一若しくは類似である場合、又は当該標識が適用される商品若しくはサービスが商標が登録された商品若しくはサービスと同一若しくは類似である場合は、当該商標と標識を同類視する虞を含めて、公衆の認知に混同を生じる虞のある標識

(c) 標識であって、商標登録されている商品又はサービスとは異なる商品又はサービスの商標と同一又は類似であり、商標登録されている商品又はサービスがルーマニアにおいて著名度を獲得しており、当該標識の使用があれば、十分に根拠のある理由がなくとも、何人かが当該商標の識別性ある特徴又は著名度から利益に与かる又は商標権者の権利を侵害するであろう標識

商標権者は、第2段落の適用上、第三者の次に掲げる行為を禁止するよう請求することができる。

(a) 商品又は包装に当該標識を適用すること

(b) 当該標識の下で、商品売り込みし、販売し、若しくは販売目的で加工し、又は場合により、当該標識の下で、サービス売り込みし、実行すること

(c) 当該標識の下で、商品を輸出入すること

(d) 文献又は広報目的に当該標識を使用すること

第36条

商標登録出願人は、第35条第2段落に記載の行為をなすことを第三者が禁止されるよう請求することができる。ただし商標の公告後に限る。

商標公告後の行為については、出願人は、コモンローに則り損害賠償を請求することができる。損害賠償の支払を受ける権利の行使は、商標登録日後に限られる。

商標登録出願が拒絶された場合は、出願人は損害賠償に対する権利を有さない。

第37条

登録商標権者は、商標権者自身により販売された商品又は商標権者の承諾の上で販売された商品につき、他人が当該商標を帯びる商品の所有、販売の申込、販売をすることを禁止されることを請求することはできない。

第1段落の規定は、商標権者が当該商品の販売に反対するための十分に根拠のある理由をもちたらず場合、商品の性状が市場投入後に修正又は変更された場合は、適用されない。

第38条

商標権者は、次に掲げる事項を第三者が営業活動において使用禁止されることを請求できない。ただし、この規定の適用は、(a)から(c)までに記載の構成要素の使用が誠実な商慣行に

合致することを条件とする。

(a) 商標権者の名称及び住所 / 居所

(b) 商品の種類，品質，仕向地，価格，原産地，製造期間に言及する表示，又は当該商標の下でのサービスの遂行期間に言及する表示，及びその他特徴に言及する表示

(c) 商品又はサービスの仕向地を表示するのに必要な場合の商標，すなわち，予備の部品又は付属品について

第 VII 章 商標権の譲渡

第 39 条

商標権は、譲渡又はライセンスを通じ、商標保護期間いつでも、譲渡することができる。
商標権は、商標権者の債務者が法律に基づき強要される結果としても移転することができる。

第 40 条

商標権は、譲渡を通じ、移転することができるが、これは商標権の係る営業資金の移転如何に拘らず可能である。譲渡は書面で契約当事者双方の署名により行う。さもなければ無効とする。

商標権の譲渡による移転は、商標が登録されている商品又はサービスのすべてについて行うことができ、又はその一部についてのみ行うこともできる。譲渡は、部分的といえども、その言及する商標使用を地域的に制限することはできない。

商標権者の資産が全体的に譲渡される場合は、当該移転は、商標権移転の効力を有する。商標権者の資産の一部の譲渡は、商標権者の商標権に質的影響を与えない。

同一又は類似の商標であって、同一の商標権者に属し同一又は類似の商品又はサービスに使用されるものは、全体的かつ唯一の者のみに対する譲渡により譲り渡すことができない。さもなければ、譲渡行為は無効となる。

第 41 条

譲渡登録の出願は、商標権者の変更を証する書類を伴うものとする。

利害関係人の請求により、法定手数料の納付をもって、国家発明商標庁は商標国内登録簿に譲渡を登録し、工業所有権公報に公示する。譲渡は、商標国内登録簿における登録日から始めて、第三者にとり異議申立可能となる。

第 42 条

商標権者は、ライセンス契約により、ルーマニア全領域において又はその一部のみにおいて、商標が登録された商品又はサービスの全体又は一部のみについて、第三者に商標の使用を許諾することができる。そのライセンスは、排他的又は非排他的とすることができる。

商標権者は、使用権者のライセンス契約違反に対し、使用期間、商標の姿及びライセンスが付与された商品又はサービスの内容、商標が使用できる領域、ライセンスが付与された商標に基づいて製造された製品又は履行されたサービスの品質について、商標による権利を主張することができる。

商標ライセンス契約期間中、使用権者は、次に掲げるとおり行なわなければならない。

(a) 商標が適用される商品につき、ライセンス契約の目的をなす商標のみを使用すること。当該商品に自己がその製造者である旨を表示する標識を適用することは自由である。

(b) 契約により、目的とする商品に適用される商標とともに「ライセンスによる」の文言を付記すること

ライセンスは、法定手数料の納付により、商標国内登録簿に登録し、工業所有権公報に公示するものとする。ライセンスは、登録日から始めて第三者にとり異議申立可能である。

第 43 条

使用権者は、ライセンス契約に別段の規定がない限り、商標権者の承諾なく、偽造に対する訴訟を提起することができない。

排他的ライセンスの所有者は、自己に判明した偽造行為につき商標権者に対し通知をなした後に、商標権者が使用権者の要求する期限内に訴訟を提起しなかった場合は、偽造に対する訴訟を提起することができる。

偽造に対する訴訟が商標権者により起こされた場合は、使用権者の何人も手続に介入でき、商標の偽造により生じた損害の修復を請求することができる。

第 VIII 章 商標権の消滅

第 44 条

商標権者は、商標が登録された商品又はサービスの全体又は一部のみにつき商標を放棄できる。

商標放棄は、国家発明商標庁で書面で商標権者により又は商標権者により授権された者により宣言され、商標権は、商標が言及する商品又はサービスにつき、商標国内登録簿における放棄の登録日に消滅する。

ライセンスが登録された場合は、商標の放棄の登録は、商標権者が、自己が使用権者に対し商標放棄の意図を通知した旨を証明する場合にのみなされる。

第 45 条

利害関係人は、次の場合が該当するときには、商標保護期間内のいつでも、ブカレスト高等裁判所に対し、商標権者が商標権により付与される権利を拒絶されることを請求することができる。

- (a) 正当な理由なく、商標が、登録された商品又はサービスにつき、引き続き 5 年間、ルーマニア領域において、有効な使用の対象にされなかった場合
 - (b) 登録日後、商標が、商標権者の行為又は不作為の結果、商標登録された商品又はサービスの業界内で一般名詞となる場合
 - (c) 登録日の後、商標の商標権者による使用又は商標権者の承諾による使用の結果、商標が、登録された商品又はサービスの性格、品質、地理的起源につき、公衆に誤解を与える危険性を帯びてきた場合
 - (d) 商標が、第 3 条(g)に規定の資格を有していない者により登録された場合
- 商標として付与された権利の拒絶は、高等裁判所の決定が最終的となる日から効力を生ずる。

第 46 条

次に掲げる使用は、商標の有効な使用と同一視される。

- (a) 商標権者の承諾の上での第三者による商標の使用
- (b) 識別性ある特徴を変更しない若干の要素のため、登録された形状とは異なる形状での商標の使用
- (c) 輸出専用の商品又は包装への商標の適用
- (d) 商標が言及する商品又はサービスに係る輸入制限又は公共機関による他の規制等を原因とする商標権者の意思とは関係のない状況のために商標の使用が不可能なこと

商標権者は、第 45 条第 1 段落(a)に記載の期間の満了から拒絶請求の提出までの間に商標が有効に使用されていた場合は、自己の権利を拒絶されない。ただし、商標使用の開始又は再開が、高等裁判所に対する拒絶請求の提出前 3 月以内の場合は、拒絶請求提出の意図に気付いた商標権者がその後にはじめて使用の開始又は再開の準備を行ったものとして、商標の使用とはみなされない。

第 47 条

商標使用の証明は、商標権者に依存し、如何なる試験的方法によってもなされ得る。

第 48 条

利害関係人は、ブカレスト高等裁判所に対し、次に掲げる何れの理由によっても、商標登録の取消を請求することができる。

- (a) 商標登録が、第 5 条第 1 段落の規定に従わずなされた場合
 - (b) 商標登録が、第 6 条の規定に従わずなされた場合
 - (c) 商標登録が、悪意で請求された場合
 - (d) 商標登録が、人の肖像権又は父称に抵触する場合
 - (e) 商標登録が、保護された地名、意匠、保護された工業模型、他の保護された工業所有権についての、又は著作権についての、取得された先の権利の何れかに抵触する場合
- 第 1 段落(c)に記載の理由での取消は、商標保護期間のいつでも請求することができる。

第 1 段落(a), (b), (d)及び(e)に記載の理由で登録商標の取消が請求できる期間は、5 年であり、商標登録日から起算する。

商標登録取消は、先の商標が第 45 条及び第 46 条に規定の要件を満たさない場合は、先の商標への抵触の存在の理由で請求することはできない。

第 49 条

先の商標権者であって、後で登録された商標の使用を 5 年間引き続き意識的に許容した者は、後の商標が使用された商品又はサービスの後の商標の取消を請求できず、後の商標の使用に異議申立できない。ただし、後の商標登録が悪意で出願された場合を除く。

第 50 条

商標が登録された商品又はサービスの一部についてのみ拒絶又は取消の理由が存在する場合、その拒絶又は取消は、当該商品又はサービスについてのみ効力を生じる。

第 49 条で見た場合において、先の商標権はもはや後の商標権に対抗して主張できないが、後で登録された商標権者は、先の商標に異議を唱えることはできない。

第 IX 章 団体商標

第 51 条

製造者，生産者，販売者，サービス供給組合は，国家発明商標庁に対し，団体商標の登録を申請できる。

団体商標の登録出願人は，登録出願とともに，又は国家発明商標庁により与えられる通知日から 3 月を超えないで，団体商標使用規則を提出しなければならない。出願は第 10 条に記載の要件に従って提出するものとする。

団体商標使用規則において，商標登録出願人は，団体商標の使用を授権されている者，その者が組合員となるために満たさなければならない要件，商標を使用するための要件，組合員に当該使用が禁止される理由，及び組合により適用される制裁を表示しなければならない。団体商標使用規則は，組合員全員の同意のある場合を除き，団体商標が商標権者により移転されることができない旨規定することができる。

第 52 条

個別商標の登録出願に規定される拒絶の理由のほかに，次に掲げる場合に，団体商標は，登録を拒絶できる。

- (a) 出願人が，第 51 条第 1 段落に記載の資格を有していない場合
- (b) 第 3 条(d)に規定の要件が満たされない場合
- (c) 商標使用規則が公序良俗に反する場合

商標の公告後及び団体商標使用規則の公告後，先の商標若しくは著名商標の商標権者，又は肖像，父称，保護された地名表示，意匠，保護された工業ひな形，著作権について取得された先の権利の所有権者，及び他の利害関係人は，第 23 条に規定の期限内に団体商標登録に対する異議申立を国家発明商標庁に提出することができる。

第 53 条

団体商標権者は，商標使用規則に関する補正を国家発明商標庁に伝えなければならない。商標使用規則の補正は，商標国内登録簿における補正登録日からのみ効力を有する。補正された商標登録規則が第 51 条第 3 段落に記載の要件に応じない場合は，補正は登録簿に記載されない。

第 54 条

利害関係人は，次に掲げる事項が該当する場合，商標権者に対し団体商標により与えられる権利を拒絶することを，商標保護期間のいつでも，ブカレスト裁判所に請求することができる。

- (a) 正当な理由なく，商標が登録された商品又はサービスにつき引き続き 5 年間，有効な使用の対象にされなかった場合
- (b) 商標権者が，規則に規定された条件以外の条件で商標を使用した場合，又はそのような使用を防止する策を講じなかった場合
- (c) 商標が，使用により誤解を招く虞がある場合

第 55 条

利害関係人は、第 48 条第 1 段落(a) , (b) , (d)及び(e)の理由の 1 が存在する場合は、登録から 5 年の期間に、団体商標の登録の取消をブカレスト裁判所に請求することができる。

商標登録が悪意で出願された場合、又は商標登録が第 51 条第 1 段落から第 3 段落までに規定の要件に従わずになされた場合は、その取消は、商標の保護期間いつでも、利害関係人によりブカレスト裁判所において請求することができる。

第 56 条

団体商標は、本法が別異の規定をしない場合は、個別商標と同じ法制を遵守する。

第 X 章 証明標章

第 57 条

証明標章は、第 3 条(e)に規定の要素に関する商品又はサービスの管理を行うことを授権されている法人により、国家発明商標庁において登録することができる。

製造し、輸入し若しくは販売する法人又はサービスを行う法人であって、品質面において管理を行わないものは、証明標章の登録を出願することができない。

第 58 条

証明標章の登録出願人は、次に掲げるものを、登録出願とともに、第 10 条に則る要領で、又は国家発明商標庁により与えられる通知日から 3 月を超えないで提出しなければならない。

(a) 証明標章の使用規則

(b) 証明行為の授権書若しくは証明行為の合法性を証明する書類、又は、場合により、原産国における証明標章登録の証拠

当該規則は、標章使用を授権された者、標章により証明されるべき要素及び特徴、証明権限のある庁が当該特徴を証明する態様を表示し、商標使用、商標使用につき納付する手数料及び相違点の解決手続を管轄しなければならない。

自然人又は法人、供給者又はサービス提供者は、証明標章の使用を授権されることができる。

ただし、証明標章使用規則の規定を満たすことを条件とする。

証明標章権者は、標章使用規則により保証された共通の特徴を呈する商品又はサービスの標章を自然人又は法人が正当に使用することを授権しなければならない。

第 59 条

個別標章の登録出願に規定する拒絶理由のほか、証明標章は、第 3 条(e)、第 57 条及び第 58 条の規定を遵守しないことによっても登録を拒絶される。

第 60 条

標章の公告後及び標章使用規則の公告後、先の標章若しくは著名標章の標章権者、又は肖像、父称、保護された地名表示、意匠、保護された工業ひな形、著作権について取得された先の権利の所有権者、及び利害関係人は、第 23 条に規定の期限内に証明標章登録に対する異議申立を国家発明商標庁において提出することができる。

第 53 条の規定が、類推により、証明標章にも適用される。

証明標章の使用者が規則を遵守しない場合は、標章権者は、標章使用の自己の授権を撤回することができる、又は規則に規定の他の制裁を適用することができる。

第 61 条

利害関係人は、次に掲げる事項が該当する場合、登録から 5 年の期間に、証明標章の登録の取消をブカレスト裁判所に請求することができる。

(a) 第 48 条第 1 段落(a)、(b)、(d)及び(e)の理由の 1 が存在する場合

(b) 標章登録が第 3 条(e)の規定に従わずなされた場合

標章の登録が悪意で出願された、又は標章が第 57 条及び第 58 条第 1 段落から第 3 段落まで

に規定の要件に従わず登録されている場合、利害関係人は、標章の保護期間いつでも、標章の取消をブカレスト高等裁判所に請求することができる。

第 62 条

証明標章の権利は、法人、標章権者により譲渡されることはできない。

証明標章権の譲渡は、政府の決定により確定されなければならない。

第 63 条

証明標章が保護を停止される場合は、保護停止日から 10 年の期間の満了前は出願又は使用することができない。

第 64 条

証明標章は、本法が別異に規定しない場合は、個別標章の部署に提出される。

団体商標の法定手数料は、証明標章にも適用される。

第 XI 章 商標の国際登録

第 65 条

本法の規定は、マドリッド協定に準じて又はマドリッド協定議定書に準じて、ルーマニアに効力を及ぼす商標の国際登録にも適用される。ただし、同協定が別段の規定をする場合を除く。

第 66 条

マドリッド協定に準じて商標国内登録簿に登録された商標の国際登録出願、及びマドリッド協定議定書に準じて商標国内登録簿に提出又は記載された国際登録出願は、法定手数料を請求の上、国家発明商標庁が審査しなければならない。

第 XII 章 地名表示

第 67 条

商品の地名表示は、本法又はルーマニアを加盟国とする国際条約により、国家発明商標庁における登録により、ルーマニアで保護され、その地名表示は、当該表示が登録された商品を生産し販売する者によってのみ使用可能である。

ルーマニアにより締結される若干の二国間又は他国間条約をもって保護を取得した又は取得するであろう地名表示は、本法により規定される登録手続に提出されない。

第 2 段落に規定の条約をもってルーマニアで保護が認められる地名表示のリストは、国家発明商標庁において、地名表示国内登録簿に記載され、工業所有権公報に公示される。

第 68 条

出願に表示の商品につき、地域における生産活動を発展させる生産者組合は、地名表示の登録を国家発明商標庁に請求する資格を有する。

地名表示の登録は、国家発明商標庁に対し直接、又はルーマニアに住所又は居所を有する授權された代理人を通じて、請求することができ、法定手数料の請求を受ける。

第 69 条

国家発明商標庁は、地名表示を登録し、農業食料省又は、状況により、出願人の本国における権限ある管轄機関が、次に掲げる事項を証明する後に、出願人に当該地名表示を使用する権利を付与する。

- (a) 登録後の商品の地名表示
- (b) 当該表示の下で販売することができる商品
- (c) 生産地域
- (d) 商品が当該表示の下で販売されるために満たすべく取得する特徴及び条件

第 70 条

次に掲げる場合に該当する地名表示は、登録から除外される。

- (a) 第 3 条(f)の規定に従わない場合
- (b) 商品の一般名称である場合
- (c) 商品の性質、産地、取得方法及び品質につき公衆に誤解を与える虞がある場合
- (d) 公序良俗に反する場合

第 71 条

出願が法律に規定の要件を満たす場合は、国家発明商標庁は、地名表示の地名表示国内登録簿における登録及び地名表示の使用の権利の出願人への付与を決定する。

登録を通じて取得された地名表示の使用の権利は、国家発明商標庁に伝達されたリストに記載の組合構成員に属する。

第 72 条

国家発明商標庁は、地名表示を工業所有権公報に公示し、出願人に、地名表示登録及び地名

表示の使用の権利付与の証明書を，登録決定日から2月の期間に法定手数料を請求の上，交付する。

第73条

生産者組合についての地名表示の登録は，第68条に規定の資格を有する他の組合による同一表示の登録を妨げない。

第74条

地名表示の保護期間は，国家発明商標庁における出願日から始まり無期限である。
地名表示の使用の権利は，10年の期間，出願人に付与され，当該権利付与時に課される要件が維持される場合は，更新の可能性は無制限である。
更新請求は法定手数料を課される。

第75条

若干の商品につき地名表示の使用を授権された者は，当該商品に限り適用される営業面での当該表示を，添付書類，広告，内容案内書において使用する権利を有し，「登録地名表示」の記載をも利用することができる。

第76条

授権なき者による地名表示又はその模倣の使用は，たとえ商品の真の産地が表示されていても，又は「gender」，「type」，「imitation」その他類似の記載がなされていても，禁止する。
国家発明商標庁により，ぶどう酒その他アルコール飲料につき地名表示の使用を授権されている者は，たとえ真の商品産地が特記されている場合であっても，又は地名表示が翻訳表示されている若しくは「of gender」，「of type」その他類似の表現を伴っていても，特定の地名表示に示される場所から産出しないぶどう酒又はアルコール飲料に関して，当該表示の使用を他人に禁ずることができる。

第77条

農業食料大臣は，職権で，又は利害関係人の通告により，登録された地名表示の下に流通する商品の管理を手配することができる。

第78条

地名表示の使用の権利は，移転の対象にできない。

第79条

利害関係人は，地名表示の登録が第69条及び第70条の規定に従わずなされた場合は，地名表示の保護期間全体にわたり，登録の取消をブカレスト裁判所に請求することができる。
品質要件を遵守せず地名表示が言及する地域の商品の特有の特徴を守らないことについて，農業食料大臣又は利害関係人は，登録地名表示の使用を国家発明商標庁により授権された者に対する権利の拒絶をブカレスト裁判所に請求することができる。
ブカレスト裁判所の最終判決は，利害関係人により国家発明商標庁に伝達され，国家発明商

標庁は、地名表示国内登録簿から地名表示を削除し、当該伝達から2月の期間に工業所有権公報に当該削除を公示する。

第 XIII 章 商標権及び地名表示の保護

第 80 条

商標登録に係る国家発明商標庁の決定は、商標登録出願人又は商標権者が、伝達から 3 月の期間に、法定手数料の請求を受けて、国家発明商標庁において審判請求することができる。商標国内登録簿における譲渡又はライセンスの登録に関する国家発明商標庁の決定は、利害関係人が、伝達又は公示から 3 月の期間に、国家発明商標庁において審判請求することができる。

第 1 段落及び第 2 段落に従い提出された審判請求は、国家発明商標庁管轄の再審査委員会により解決されなければならない。

第 81 条

再審査委員会の決定は、関係人に当該決定から 15 日の期間に伝達され、それに対する訴は、伝達から 30 日の期間にブカレスト高等裁判所でなすことができる。

ブカレスト高等裁判所の決定は、伝達から 15 日の期間にブカレスト控訴院で控訴することができる。

第 45 条、第 48 条、第 54 条、第 55 条、第 61 条、及び第 79 条に記載の場合に下されるブカレスト高等裁判所の判決は、伝達から 30 日の期間にブカレスト控訴院で控訴することができる。

第 82 条

裁判所の請求により、国家発明商標庁は、裁判所に対し裁判所の責任である正義を判断するために必要な文献、書類及び情報を提出しなければならない。

第 83 条

次に掲げる事項は犯罪であり 3 月から 3 年までの禁固又は 1,500 万レイの罰金に処される。

(a) 商標が言及する商品又はサービスの品質につき公衆に誤解を与える目的の、商標権を有していない偽造、模倣又は使用

(b) 同一の又は類似の商品につき登録された商標と同一又は類似の商標を帯びる商品の無権利の流通であって、登録商標権者の権利侵害となるもの

(c) 商品が原産地とは別の地域から産出する旨の明示又は暗示をする地名表示を帯びる商品の流通であって、商品の原産地につき公衆に誤解を与える目的のもの

第三者が、登録商標権者の承諾なく、第 35 条第 2 段落に規定の行為の何れかを犯す場合は、偽造罪とみなされる。

第 35 条第 2 段落に規定の行為の何れも、商標公告日前になされた場合は、偽造とみなされない。

偽造における訴訟が商標権者により始められるのは、商標国内登録簿における商標登録日の後に限られる。

犯罪訴訟は、権利を侵害された者による予備的申立があってから開始される。

第 84 条

商標権者又は農業食料省は、管轄権のある裁判所に対し、第 83 条に記載の商標又は地名表示を帯びる商品の差押命令、及び、場合により、廃棄命令を請求することができる。

第 1 段落の規定は、第 83 条に記載の犯罪の展開において直接的に使用される原材料及び機具類に適用される。

第 85 条

第 83 条に記載の行為により起こされる損害については、有罪と認められる者は、民法により損害賠償の支払を求めることができる。

第 86 条

商標又は地名表示の使用であって、工業又は商業活動における公正慣行に反し、消費者を誤解に導く目的のものは、不公正競争行為とみなされ、1 月から 2 年までの禁固又は 1,500 万レイの罰金に処せられる。

犯罪訴訟は、権利を侵害された者による予備的申立があってから開始される。

第 87 条

商標権者又は、場合により、農業食料省は、保護された商標権又は地名表示権の第三者による違反の危険が存在するとみなされる時であって、当該違反が修復不能の損害を生ずる脅威がある場合、又は証拠隠滅の虞がある場合は、何らかの保全策を命令することを裁判所に請求することができる。

当該保全策は、第 1 段落に記載の権利の違反行為の停止、及び商標又は保護された地名表示を不法に帯びる証拠の保存をいうものとする。

証拠差押に係る民法の規定は、保護された商標又は地名表示に係る権利に触れる書類にも適用される。

第 88 条

第 87 条に規定の策を命令するために、民法第 581 条及び第 582 条の規定を適用する。

裁判所は、保証措置を命令する時、原告に、裁判所設定の金額による保証金を払わせることができる。

第 89 条

裁判所は、原告に対し、自己が侵害された権利又は侵害が不可避となった権利の所有者であることを証明するために、その所有になる証拠を提供するよう請求するものとする。

原告の主張を裏付ける証拠手段が被告により支配されている場合は、裁判所は、当該証拠が被告により提出されるよう命令するものとする。ただし、当該情報は、法律により秘密を保証される。

保護された商標権又は地名表示権の乱用があった場合は、裁判所は、被告に被らせた損害の賠償額をすべて支払うよう原告に対し命令することを許される。

第 90 条

商標権者又は、場合により、農業食料省は、不法標章商品の出所及び流通経路に関する情報、及び製造者若しくは販売者、製造、出荷、受領若しくは発注された商品の数量に関する情報を、権利違反の本人に直接請求することができる。

第 91 条

第 83 条に記載の場合、税関当局は、職権により、又は権利者の請求により、商標又は地名表示を帯びる輸出入商品の税関手続の停止を命令することができる。

保護された商標権又は地名表示権の遵守の保証に係る税関の管轄権限は、法律により関税局全般に属する。

第 XIV 章 国家発明商標庁の任務

第 92 条

国家発明商標庁は、中央政府の専門機関であって、本法に基づき、ルーマニア領域で商標及び地名表示を保護する唯一の行政庁である。

第 93 条

国家発明商標庁は、商標及び地名表示の分野で次に掲げる任務を有する。

- (a) 商標登録出願を登録、審査、公告する。
- (b) マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき、世界知的所有権機関における登録商標又は登録出願された商標を審査し、ルーマニア領域でのその保護を再組織又は拒絶する。
- (c) 地名表示登録の出願を登録公告し、ルーマニア領域での保護を付与する。
- (d) 商標登録証明書を交付する。
- (e) 地名表示の登録証明書を交付し、その使用の権利を付与する。
- (f) 商標国内登録簿及び地名表示国内登録簿を作成管理する。
- (g) 商標の優先権証明書を交付する。
- (h) 商標登録の前に調査を実施する。
- (i) 商標及び地名表示の国家集大成の管理、保存、発展をはかり、当該分野の情報データベースを設立する。
- (j) 同等政府機関及び工業所有権地方機関との連携をはかり、専門国際組織においてルーマニアを代表する。
- (k) 商品の商標及び地名表示に係る公式刊行物を編集し、外国政府及び当該分野の国際機関との交流を保証する。
- (l) 法律に規定の他の任務に当たる。

第 XV 章 最終及び経過規定

第 94 条

商標登録出願が本法施行までに決定されない場合は，本法の規定に服する。
政府は，本法施行日までのその施行規則を承認する。

第 95 条

本法は，ルーマニア官報における公布日から 3 月で発効する。
次に掲げる法律及び決定は同じ日に廃止される。

1967 年 12 月 29 日付官報第 114 号に公布の製造標，商標及びサービスマークに関する法律
第 28/1967 号

1968 年 1 月 28 日付官報第 8 号に公示の，法律第 28/1967 号の適用に係る閣議決定第 77/1968
号

1968 年 5 月 17 日付官報第 66 号に公示の，製造標，商標及びサービスマーク関係紛争解決
委員会の構成，組織及び権能関係規則の承認に関する閣議決定第 1,057/1968 号

1969 年 12 月 31 日付官報第 159 号で公布の発明，革新，合理化及び工場標章，商標及びサ
ービスマーク関係法規に対する犯罪の確定及び制裁についての閣議決定第 2,508/1969 号
本法に反するその他の規定